ご存知ですか？　窓口負担額が軽減されます！

高額療養費制度について

窓口での医療費の支払いが高額になったとき、加入する健康保険に申請することで自己負担限度額を超えた分が戻ってきます。しかし払い戻しまでに通常3か月以上かかり、一時的に支払いの負担が大きくなります。

ひと月に一つの医療機関での支払いが高額になる可能性がある場合、「限度額適用認定証」の交付申請をしておくと便利です。

限度額適用認定証とは？

健康保険に申請し、限度額適用認定証を取得

健康保険証＋
限度額適用認定証を
医療機関の窓口へ提示

医療費の支払いが所得に応じた自己負担限度額までとなり、
窓口での支払いが少なくて済みます！

例：総医療費100万円、窓口負担3割の場合

総医療費100万円

窓口負担3割 30万円		
①	②	③健康保険が負担（7割）

自己負担額 57,600円

高額療養費制度から支給 242,400円

⇐②の部分が軽減！

窓口支払い額はこんなに違います！

限度額適用認定証を利用する場合
①の57,600円のみ

限度額適用認定証を利用しない場合
①+②の30万円 ➡ 後日払戻し申請必要

更に、住民税非課税世帯の方は、課税世帯の方より入院時の自己負担支払額や食事代も支払が少なくて済みます。

※所得区分によっては認定証が発行されない場合もありますので、詳しくは加入されている健康保険へお尋ねください。

※同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要になる事があります。

住民税非課税世帯の方は必ず互助組合にご連絡を！

住民税非課税世帯など一般よりもひと月の医療費の自己負担限度額が少なくなっている方は、互助組合事務局までお知らせください（高額療養費の区分表は5月号6頁参照）。

互助組合の療養補助金は健康保険からの付加給付や、高額療養費として支給される金額を差し引く必要があるため、後で判明した場合は正しい給付額を再計算し、**給付しすぎた分をお返ししていただく必要があります。**特約病院、薬局をご利用の場合も同様です。

限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）をお持ちの場合は、コピーを互助組合までお送りください。

健康保険限度額適用認定証

令和　年　月　日交付

被保険者	記号		番号	
	氏名			男 女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
適用対象者	氏名			男 女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
	住所			
発行年月日				
有効期限				
区分				
保険者	所在地 保険者番号 名称及び印			

見本